

## ○羽村・瑞穂地区学校給食組合管理者職務代理者を 定める規則

平成 20 年 10 月 22 日規則第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 2 項の規定により、管理者の職務を代理する職員は、事務局長の職にあるものとする。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。